

幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町都市公園等条例 (昭和52年 3 月25日 条例第20号) 第 1 条～第 8 条 略 (使用料) 第 9 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 7 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者は、別表第 3 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるものについては、別表第 3 により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。 第10条～第20条 略 別表第 1 ～別表第 4 略	○幕別町都市公園等条例 (昭和52年 3 月25日 条例第20号) 第 1 条～第 8 条 略 (使用料) 第 9 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 7 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者は、別表第 3 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるものについては、別表第 3 により算出した額に、<u>当該額に消費税法（昭和63年法律第 108号）に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加算した額</u>とする。 第10条～第20条 略 別表第 1 ～別表第 4 略